

## 所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下のような条件（算定要件による）を満たした場合に、介護報酬等において評価されることとなっております。当施設では、ご入居者様への安心のご提供等に資するべく、また、所定疾患施設療養費を適切に算定するため、治療の実施状況を報告しております。

### 算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定する事は認められない。  
※令和4年1月1日より1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定する事は認められない。
2. 所定疾患施設療養費の対象となる疾患は次の通りである。
  - 1) 肺炎
  - 2) 尿路感染症
  - 3) 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
  - 4) 蜂窩織炎
  - 5) 慢性心不全の増悪

令和8年度(2026)算定実績(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

#### ● 肺炎

	人数	治療日数
4月	0	0
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計	0	0

● 尿路感染症

	人数	治療日数
4月	0	0
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計	0	0

● 帯状疱疹

	人数	治療日数
4月	0	0
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計	0	0

● 蜂窩織炎

	人数	治療日数
4月	0	0
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計	0	0

● 慢性心不全の増悪

	人数	治療日数
4月	0	0
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計	0	0

令和7年度(2025)算定実績(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

● 肺炎

	人数	治療日数
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	1	5
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
合計	1	5

● 尿路感染症

	人数	治療日数
4月	2	12
5月	1	4
6月	4	12
7月	2	9
8月	1	3
9月	0	0
10月	1	5
11月	2	8
12月	2	12
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
合計	15	65

● 帯状疱疹

	人数	治療日数
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	1	7
11月	0	0
12月	0	0
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
合計	1	7

● 蜂窩織炎

	人数	治療日数
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	1	5
8月	0	0
9月	1	5
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
1月	0	0
2月	1	4
3月	0	0
合計	3	14

● 慢性心不全の増悪

	人数	治療日数
4月	0	0
5月	0	0
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
合計	0	0